

静岡県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領

第1 趣旨

この要領は、静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知、以下「要綱」という。）に基づく融資制度の円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

第2 制度融資の対象外業種

要綱第4で規定する融資対象者について、次の各号に掲げる業種は、中小企業経営安定資金の融資対象外とする。

- (1) 農業
- (2) 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
- (3) 漁業
- (4) 金融業（信用保証の対象となる業種を除く。）
- (5) 保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- (6) 遊興性の高い業種（信用保証の対象となる業種を除く。）
- (7) 本来的に中小企業として馴染まない業種（宗教など）

第3 融資対象者

要綱第4及び別表中の「融資対象者」の事業経歴の算定にあたっては、次の場合、事業経歴を通算することとする。

- (1) 「個人から法人に改組」 代表者が同一で、実質的に同一事業の継続であると認められるもの。
- (2) 「法人の一部を独立し、別法人を設立」 実質的に事業が継続されていると認められるもの。
- (3) 「事業承継」 個人又は法人から、個人又は法人に、実質的に事業継続と認められるもの。

なお、事業の開始時点は、個人にあつては、事業の開始が確認可能な日（税務署への開業届、賃貸借契約等）、法人にあつては、登記簿上の会社設立登記年月日とする。

第4 資金使途の対象外

要綱別表に規定する資金使途について、次の(1)～(5)に掲げるものは、対象外とする。

(1) 設備資金

ア 土地

イ 「3」「5」「7」ナンバーの自動車

ただし、旅客自動車運送事業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法（平成9年法律第123号）の指定を受けてサービスの提供を行う事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、事業として要介護者等の移動のために使用する、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の3第1項第7号に規定する福祉自動車は除く。

ウ 住居及び居住に供する設備

エ 金融機関申込窓口への申込時以前に契約又は既に設置されている設備

- (2) 既借入金を借換えするための資金（経済変動対策貸付、再生企業支援貸付、中小企業災害対策資金及び経営力強化資金を除く。）。ただし、県が特例として認めた場合（金融機関の支店の統廃合等に伴う場合等）は、この限りでない。
- (3) 本県外における工場店舗等に係る資金
- (4) 法人設立のための出資金

(5) 転貸資金

第5 補助金等の控除

本資金の融資を受けようとする事業において、国、地方自治体等公的機関の補助金・補償金等を活用する場合、補助金等の受領予定額は、制度融資の申込融資額から除外するものとする。

第6 融資限度額

要綱第4及び別表に規定する融資限度額について、融資申込時点で既に県制度融資の同一資金にかかる融資を受けている場合は、要綱別表に規定されている資金ごとの融資限度額と直近の融資残高との差額を融資限度額とする。

第7 提出書類

要綱第6の審査にあたり、要綱別表に定める提出書類で承認の可否を判断できない場合は、要綱に定める提出書類以外の書類の提出を求める場合がある。

第8 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が定める書類

要綱別表「提出書類」における「協会が定める書類」とは、次のものをいう。

なお、取扱金融機関以外の申込窓口が申込を受け付けた場合、融資を受けようとする者は、下の(1)～(3)に掲げる書類については、協会審査時にその指示に基づいて提出するものとする。

(1) 各融資制度とも共通のもの

ア 保証申込関係書式一式

- (ア) 信用保証委託申込書
- (イ) 信用保証委託契約書（令和3年7月1日保証申込受付分より、貸付実行時に提出する）
- (ウ) 個人情報の取扱いに関する同意書（原則として、初回利用時に提出）
- (エ) 保証人等明細
- (オ) 申込人（企業）概要

イ 直近2期分の確定申告書（決算書、別表、勘定科目明細一式）

ウ 残高試算表（決算期から6か月以上経過している場合）

エ 商業登記簿謄本（前回提出分と変更がない場合は省略可）

オ 印鑑証明書（写し可。前回提出分と変更がない場合は省略可）

カ 設備見積書（設備資金の場合）

(2) 別に必要となるもの

ア 納税証明書（特別小口保証（無担保・無保証人）にかかる場合）

所得税（法人税）、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割のいずれかについて保証申込日以前1年間に完納していることを証するもの

イ 許認可証等（許認可等を必要とする事業を営む方の場合）

ウ 従業員数確認資料（資本の額又は出資の総額が規定の金額を超えている会社であって、常時使用する従業員数が規定の人数の9割を超えている場合）

原則、下記いずれかの書類が必要

(ア) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書

(イ) 日本年金機構等公的機関による証明書

エ 住民票又は在留カード（写）若しくは特別永住者証明書（写）（代表者又は連帯保証人が外国人の場合）

オ 特定中小企業者に係る認定書（市町長認定のもので特例扱い（別枠）となる場合）

（ア） 国の指定する事業活動の制限により影響を受けているもの（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「信用保険法」という。）第 2 条第 5 項第 2 号）

（イ） 国の指定業種（信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号）

（3） その他

ア 根抵当権設定をする場合

（ア） 不動産登記簿謄本

（イ） 公図（地積測量図）

（ウ） 建物図面、各階平面図

（エ） 住宅地図（所在地略図）

（オ） 土地賃貸借契約書、承諾書、地代領収書（借地に根抵当権を設定する場合）

（カ） 所得税（法人税）及び消費税の納税証明書その 3 の 2（個人）又はその 3 の 3（法人）（協会において新規に担保を設定する場合等）

イ 組合が転貸資金として借入する場合

（ア） 定款

（イ） 組合員名簿

（ウ） 組合同約

（エ） 転貸及び転借に関する確認書

（オ） 総会議事録（借入金最高限度額の決議がされたもの）

第 9 協調融資

（1） 要綱第 5 に規定する「融資の申込」について、同一資金使途に係る融資を複数の金融機関から受ける場合は、同一の資金及び貸付で申請することとする。

（2） 融資の承認後、複数の金融機関からの融資に切り替える場合、既承認済みの金融機関は、融資実行通知書の提出時に理由を記載した書面を併せて提出することとし、未承認の金融機関は、別に申請を行うこととする。

第 10 変更申請、承認後の融資条件の変更

制度融資申込書提出時にやむを得ない理由で未確定事項がある場合や申込み後に事情の変化が生じた場合は、金融機関は遅滞なく県又は協会にその旨を報告し、対応を協議する。

第 11 融資の承認

県制度融資は、年度毎にあらかじめ設定した融資枠の範囲内で承認するものとし、その判断の基準となるは、下表のとおりとする。

資 金 名	保証	基準となる時点
経営安定資金、中小企業災害対策資金、経営力強化資金	必須	協会受付時

第 12 信用保証書と承認

要綱第 6 に規定する「保証の承諾」について、中小企業経営安定資金の申し込みに対して協会が交付した信用保証書は、県制度融資の承認書とみなす。

第13 融資実行後、融資条件等を変更した場合の利子補給金

要綱第11に規定する「利子補給金の額」について、融資条件の変更等により融資期間が延長された場合、要綱別表に定める融資期間内であれば、利子補給金の対象とする。

第14 経営安定資金（経済変動対策貸付）

- (1) 要綱別表の融資対象者1アの「最近3か月」及び「最近6か月」とは、原則として申込日の属する月の前月を基準とする。
- (2) 早急に融資が必要な場合で、申込が月初等のために、売上高等を確認する書類（試算表等）の作成が間に合わないものについては、例外的に前々月を基準として売上高を計算することができる。この場合、申込者は売上減少状況等報告書（様式第3号）、売上高営業利益率減少状況等報告書（様式第3号ー2）又は原油・原材料高騰の影響状況等報告書（様式第4号）に理由を記載する。
- (3) 売上高減少状況等報告書、売上高営業利益率減少状況等報告書又は原油・原材料高騰の影響状況等報告書に添付された確認書類が写しの場合には、原本照合を行い、担当者が報告書に記名する。
- (4) 3か月間の月平均売上高営業利益率は、（3か月間の営業利益）／（3か月間の売上高）で算出することとし、単純な役員報酬の増加等の外的要因によらない費用の増加については対象外とする。また、3か月間の月平均売上高営業利益率の推移が、「プラスからプラス」及び「マイナスからマイナス」の場合は、減少率が20%以上で対象となり、「プラスからマイナス」及び「ゼロからマイナス」の場合は、減少率にかかわらず対象となる。
- (5) 突発的に生じた大規模な経済危機により県内経済に深刻な影響が生じており、知事が必要と認めた場合には、信用保証料補助を行うことができる。

第15 経営安定資金（連鎖倒産防止貸付）

要綱別表の提出書類の「融資対象者を証する書類」とは、経営安定関連保証を利用する場合にあっては、信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定書（協会様式参照）、その他にあっては、指定企業に係る不渡手形等指定企業に対する取引状況を証するものをいう。

第16 経営安定資金（再生企業支援貸付）

- (1) 要綱別表の融資対象者の事業再生の計画等は、次に掲げるものをいう。
 - ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - イ 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - ウ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
 - エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
 - オ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
 - カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
 - キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
 - ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
 - ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
 - コ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
 - サ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一同に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

シ 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

- (2) 要綱別表の資金使途 1 の返済資金は、株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構が金融機関から資産買取りした事業性の貸付債権の返済に充てるものに限る。

第 17 中小企業災害対策資金

- (1) 本資金は、災害等により事業活動に支障が生じている中小企業者等に対して、資金借入を円滑にすることで、災害からの早期復旧の促進及び経営の安定に資することを目的とするものであり、災害の状況を勘案の上、知事が必要と認めた場合に、期限を設定して、資金の発動を決定する。
- (2) 本資金において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (3) 申込書以外の提出書類は、災害の状況を勘案の上、その都度定める。
- (4) 要綱別表の融資対象者中の「直接被害」とは、事業用の建物、設備、備品（車輛含む）、商品（在庫）等に発生した実被害（物的被害）をいう。
- (5) 要綱別表の融資対象者中の「間接被害」とは、前記(4)の「直接被害」以外の被害を受け、経営に支障が生じている状態をいう。
- (6) 本資金内での借換えは、直接被害を受けた中小企業者等が、本資金にかかる信用保証料補助制度の適用を受ける場合に、普通保証を利用して融資を受けた後、経営安定関連（セーフティネット）4 号保証又は激甚災害保証の適用を受け、既融資実行額以内の金額を普通保証で借り換える場合に限る。

第 18 経営力強化資金

本資金を経営安定関連 5 号保証を付して利用する場合については、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限り、借り換え時に新たな資金（運転資金及び設備資金）を追加する場合も対象とする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 5 月 31 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
 - 2 「事務取扱上の留意事項」は平成 31 年 3 月 31 日を以って、廃止する。
- なお、この要領の施行前に保証の承諾を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 5 月 20 日から施行し、令和 2 年 5 月 15 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和 4 年 7 月 1 日から施行し、第 14(6)の規定は令和 4 年 7 月 1 日から、第 17(1)の規定は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和5年1月31日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年8月7日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付（原油・原材料高対応枠）」「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」については、令和6年3月29日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠」「再生企業支援貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」については、令和7年3月31日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。